

# 姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例（案）に関する 市民意見（パブリック・コメント）の募集について

## 1 条例の現状と課題

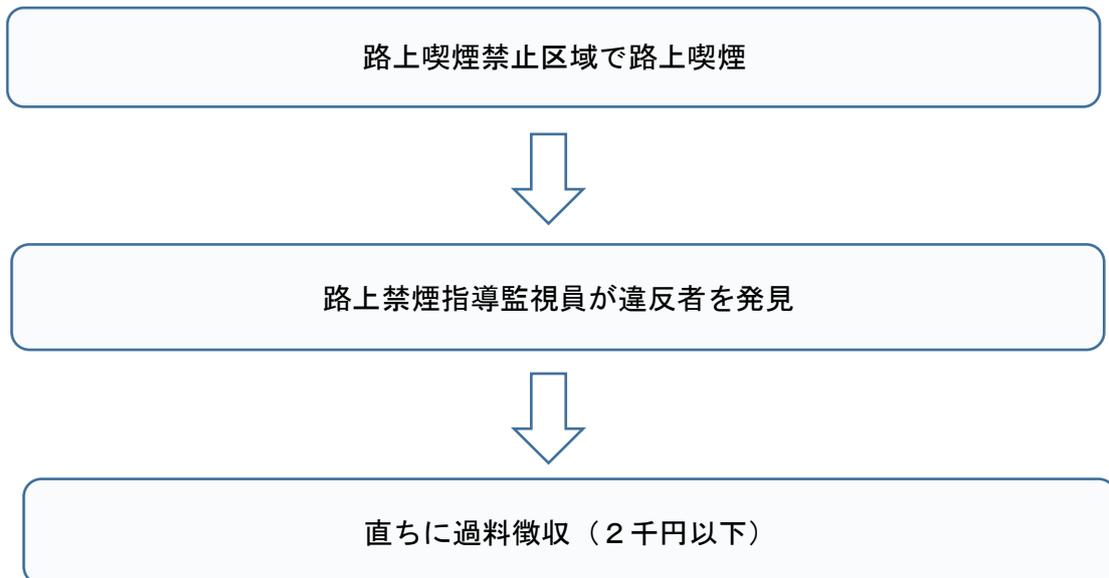
### (1) 条例の現状

姫路市では、平成20年4月に「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の一部改正を行い、路上喫煙禁止区域の指定及び違反者に対して2千円以下の過料を科す罰則規定を追加し、路上喫煙防止に向けた取り組みを進めてきました。

路上喫煙とは・・・公共の場所において、タバコを吸うこと、火のついたタバコを所持することをいう。

路上喫煙禁止区域・・・現在は、城南線・大手前通り・姫路駅周辺（北側・南側）を指定

### ○ 現状の過料徴収までの流れ



### (2) 条例の課題

近年、姫路駅周辺でのタバコのポイ捨てが増加しております。

また、路上喫煙や望まない受動喫煙に対する苦情が数多く寄せられ、タバコのポイ捨ての減少、路上喫煙の防止に向けた更なる取組が求められています。

【参考】タバコのポイ捨て件数

※各年度の同月分を比較

調査場所	令和4年度	令和5年度	令和6年度
白銀交差点南西	240本	530本	477本
白銀交差点南東	262本	363本	473本
北駅前広場1 大手前通り	632本	1,123本	796本
北駅前広場2 みゆき通り入口	1,454本	1,605本	2,049本
南駅前広場	279本	400本	569本
合計	2,867本	4,021本	4,364本

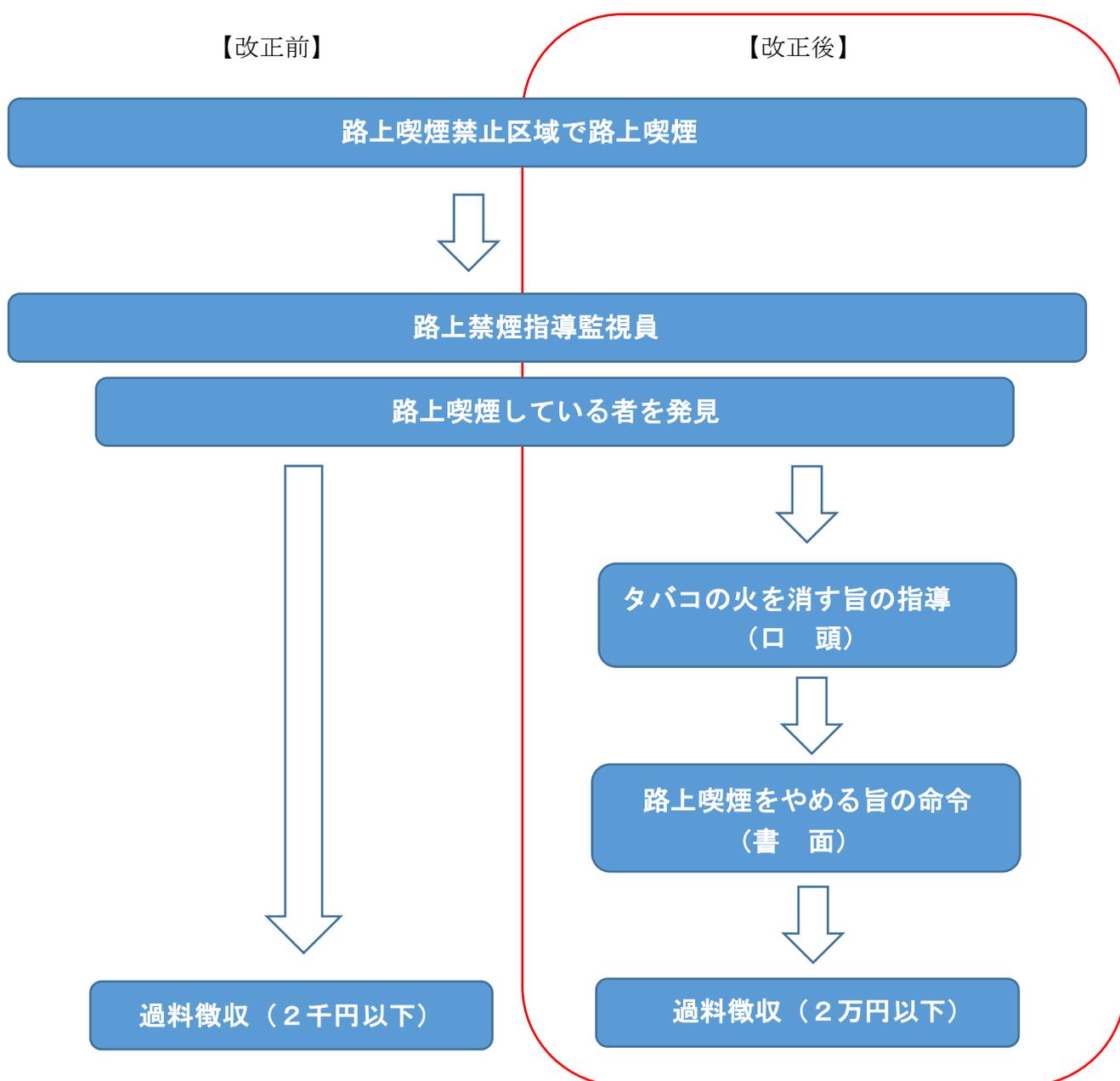
## 2 条例改正（案）の考え方

路上喫煙禁止区域で路上喫煙をした者が過料の対象であったものを、路上喫煙禁止区域で路上喫煙をし、路上喫煙をやめる旨の「命令」に従わない者とするとともに、違反者に対する過料を「2千円以下」から「2万円以下」に引き上げることで罰則を強化するために条例を改正します。

## 3 条例改正（案）の概要

条例改正後における路上禁煙指導監視員による過料徴収までの流れは、下記のとおりです。

### ○ 条例改正後の過料徴収までの流れ



#### 4 条例改正により期待される効果

路上喫煙に対する罰則の強化により、現在、増加しているタバコのポイ捨ての減少、路上喫煙禁止の啓発効果や喫煙の抑止効果、再発防止効果が期待できます。

また、周囲の環境に配慮した建物型の新たな公設の喫煙所の設置を検討しており、条例の改正にあわせて、喫煙者の喫煙場所の確保及び非喫煙者の受動喫煙防止を図ることで、姫路駅周辺を利用するすべての方にとって快適な空間としたいと考えています。

#### 5 施行（予定）期日

令和8年4月1日（予定）